4　参加表明書の提出期間等
⑴　提出期間　平成21年12月14日から平成22年１月20日まで
⑵　提出場所　上記３⑴担当部署
⑶　提出方法　持参又は書留郵便
5　技術提案書の提出者を選定するための基準
⑴　企業の経験及び業務実施能力
⑵　当該業務実施体制（委任若しくは下請負又は技術協力の予定を含む。）
⑶　配置予定管理技術者の経験及び業務実施能力
6　技術提案書の提出期間等
⑴　提出期間　技術提案書提出要請の翌日から平成22年３月29日まで
⑵　提出場所　上記３⑴担当部署
⑶　提出方法　持参又は書留郵便
7　技術提案書及び見積者を特定するための基準
⑴　配置予定技術者の経験及び業務実施能力
⑵　業務への取組み姿勢
⑶　業務実施方針及び手順
⑷　特定テーマに対する技術提案
⑸　参考見積り
8　その他
⑴　契約の手続においては日本語及び日本国通貨を使用する。
⑵　契約保証：必要
⑶　契約書作成の要否：必要
⑷　手続に関する照会窓口：上記３⑴担当部署
⑸　詳細は当社ホームページに掲載する入札公告（説明書）による
9　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the Procuring entity: Hiromi Yamamoto, Director General of Hokkaido Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured: 42
⑶　Subject matter of the contract: Provision of Weather Information along Expressways in Hokkaido
⑷　Time limit to express interests: 4:00 P.M. 20 January 2010
⑸　Time limit for the submission of proposals: 29 March 2010
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑺　Contact point for tender documentation: Shinji Yamaguchi, Assistant Manager of Procurement & Contract Division, Engineering, technology & Procurement Department, Hokkaido Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited, 5―12―30, Oyachi-nishi, Atsubetsu-ku, Sapporo, Hokkaido, Tel: 011―896―5777

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

海自木更津⑵倉庫新設建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。
平成21年12月14日
支出負担行為担当官
北関東防衛局長　池部　　衛
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　11
1　工事名　海自木更津⑵倉庫新設建築その他工事
2　工事場所　千葉県木更津市
3　工事概要
⑴　倉庫新設（躯体・屋根外壁工事）
構造：鉄骨造３階建て・鉄筋コンクリート造２階建て
規模：建物延べ面積　約13,600㎡
⑵　倉庫新設（躯体工事）に伴う電気設備、機械設備、通信の一部及び土木附帯工事
⑶　既設建物解体工事　鉄骨造平屋建て　約1,000㎡×６棟
工期　平成24年３月31日まで
4　競争参加資格申請書の交付
⑴　交付期間　平成21年12月14日から平成22年２月24日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）の毎日、午前８時から午後10時まで。ただし、金曜日は午後６時、平成22年２月24日は午後５時まで。紙による交付は午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
⑵　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンターから提供する。ただし、紙による交付は下記の通り。
〒330―9721 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１　北関東防衛局総務部契約課契約審査第二係　電話048―600―1800（内線2443）
⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。
5　申請書の提出
⑴　提出期間　平成21年12月14日から平成22年１月12日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
なお、平成22年１月12日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時。
⑵　提出場所　上記４⑵に同じ。
⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（提出期間内必着。）により提出すること。
ア　平成21・22年度資格審査申請の際に提出した総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）の写し
イ　共同企業体協定書の写し
ウ　工事経歴書（下記６⑵アの基準を満足する工事の施工実績を記載したもの。）
⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成22年１月12日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
6　特定建設工事共同企業体としての資格
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合せとする。
ア　装備施設本部長から建築一式工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
イ　装備施設本部長が算定した建築一式工事に係る資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数が1,200点以上であること。
ウ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記アの再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
エ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、北関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
オ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。
ア　平成６年度以降に元請けとして、構造が鉄骨造又は鉄筋コンクリート造３階建て以上で、規模が建物延べ面積13,000㎡以上の建築工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
なお、当該実績が地方防衛局及び地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事で平成13年12月25日以降完成したものにあっては、「防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（通知）」（施本建第220号（ＣＣＰ）。13. 12. 19）に基づく施工成績評定通知書又は「工事成績評定要領について（通知）」（経施第4404号。21. 3. 31）に基づく工事成績評定通知書の評定点合計（以下において単に「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。
イ　建設業法の建築一式工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。
ウ　建築一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。